

# 「祖霊」とは誰か

—古代インドにおける祖先祭祀の対象とその変遷—

虫賀幹華

## 1 はじめに

サンスクリット語において「祖先 ancestor」にあたる言葉は、「父」を意味する *pitṛ* の複数形 *pitaraḥ* であるといわれる [Kane 1953: 340] [岩本 1962: 129] [中村 2001: 56]。 *pitaraḥ* は慣例的に「祖霊」、そして亡くなった親族を、遺体処理および直後の儀礼を含む葬儀の完了後にも、定期的に祀る儀礼として説明される *śrāddha* は、「祖霊祭」と訳されてきた。同じ「祖霊」という訳語が当てられてはいるものの、「*pitaraḥ* とは誰か」と、「*śrāddha* で祀られるのは誰か」は、分けて考えなければならない問題である。

紀元前3世紀頃から編纂された *Gṛhyasūtra* と呼ばれる文献群において、亡くなった親族を祀る儀礼として *śrāddha* は定められた [Shastri 1963: 63, 126] [Sayers 2008: 91]。同文献においては、その前の *Brāhmaṇa* や *Śrautasūtra* で毎月の新月の午後に行う祭祀として記述された *Pinḍapitṛyajña* をモデルとした<sup>1</sup>、複数の死者を対象とする新月の日または黒分の任意の日に行われる月ごとの *śrāddha* (*Pārvaṇa-śrāddha* / *Māsi-śrāddha*) と、葬儀と連続性をもち死者1人を対象とする *Ekoddiṣṭa-*

執筆者紹介

むしがともか ● 東京大学大学院人文社会系研究科 宗教学宗教史学研究室博士課程 宗教学、インド学

- ・ 虫賀幹華、2012、「ヒンドゥー教の葬儀・祖先祭祀研究（1）—特定の死者に対する継続的供養儀礼の成立について—」、『東京大学宗教学年報』、29、143-172頁。
- ・ 虫賀幹華、2010、「ヒンドゥー葬送儀礼の宗教学的再考」、東京大学大学院修士学位論文。

śrāddhaや死後1年後などに死者をその前3代の死者に合一させる Sapiṇḍikaraṇa-śrāddhaが発達した。さらに、慶事に行われる Śrāddha (Ābhyudayika-śrāddha / Nāndimukha-śrāddha / Vṛddhi-śrāddha) も、複数の死者を対象とする儀礼として定められた。本稿では、複数の死者を祀る儀礼のみを扱い、Śrāddhaという名では呼ばれていない他の儀礼 (Aṣṭakā および Anvaṣṭakya) も、親族の死者たちを祭祀対象に含む場合には議論に加えることとする<sup>2</sup>。これらの儀礼において祭主は、死者たちの名前を呼びながら水や piṇḍa と呼ばれる団子を捧げる。

以上の儀礼に登場する *pitarah* は、祭主と系譜関係を有する具体的な死者、特に〈父・祖父・曾祖父〉のことである。一方で、*pitarah* が直近の亡くなった親族たちを指しているわけではない場合もある。例えば、Rg-veda の Yamasūkta (10.14) で *pitarah* の一族として言及される Aṅgiras, Navagva, Atharvan, Bhrgu (10.14.6ab) や Pitṛsūkta (10.15) に登場する「ソーマにふさわしきピトリ *pitarah somyāsaḥ*」(10.15.1b)、「バルヒス(敷草)の上に坐せるピトリ *barhiśadaḥ pitarah*」(10.15.4a)、「アグニの好みて味わえるピトリ *agniṣvātāḥ pitarah*」(10.15.11a) (以上、訳は [辻 1970] を参照) などが具体的な親族の死者を指しているとは考えがたい。辻直一郎は Pitṛsūkta の解説において、「ピトリは一般に祖先を意味するが、狭義においては、人類の祖先たる太古の聖仙・有名な祭官族を指す」[辻 1970: 233] と述べる<sup>3</sup>。本稿で扱う文献にも人類の始祖への言及およびそれに対する儀礼はいくらか確認された。例えば Āśvalāyana-gr̥hyasūtra が規定する Tarpana (満足させること、献水儀礼) (3.4.1-7) で祭祀対象となっているのは、祭主と明確な系譜関係を有する死者というよりも人類の始祖である。Manu-smṛti では、3.122-286 が Śrāddha の規則を記述するが、その間 3.192-202 に人類の始祖としての *pitarah* に言及がある。P. V. Kane は、*pitarah* には「ある人にとって直近の死者である3人の祖先たち」と「離れた世界において自分たちで生息するとされる人類の初期の祖先たち」という二つの意味があるとしている [Kane 1953: 340-341]。よって、「*pitarah* とは誰か」を解明するには、人類の始祖としての *pitarah* と亡くなった親族を表す *pitarah* との関係性や意味の変遷を考える必要がある。

本稿は、亡くなった親族に対象を限定し、「祖霊祭」と訳される Śrāddha

の祭祀対象を明らかにすることで「『祖霊』とは誰か」という問いへの回答を試みる。2011年刊行の *Brill's Encyclopedia of Hinduism* においては、「祖先として死者は3世代の間は個別に思い出される。亡くなった父、祖父、曾祖父の名前は親族たちに知られる」[Schömbucher 2011: 489] とあるように、父系男性3世代のみが Śrāddha で祀られる対象と考えられている。さらに日本の南アジア研究においては、「祖霊」という曖昧な語で指示されるがゆえ、Śrāddha の具体的な対象は顧みられていないと思われる。本稿では、ヴェーダ期の最新層およびヴェーダ期の直後に成立した28の文献を用いて、Śrāddha の対象を具体的に列挙しながらその変遷を追う。この時期に、〈父・祖父・曾祖父〉のためだけではない Śrāddha の記述が現れはじめる。祭祀対象の変遷については M. R. Sayers も、Śāṅkhāyana-gr̥hyasūtra 4.1.11<sup>4</sup> を分析するなかで、「より初期の伝統では Pitṛs、文字通り父たちのみに焦点を当てていたが、Śāṅkhāyana は家長の祖先たちの妻たちも〔祭祀対象に〕含む。この傾向は、Mahābhārata や多くの Purāṇa の中で示されているように、続く伝統のなかで増していく」[Sayers 2008: 150] と述べている。しかしこれは註での簡単な言及にとどまり具体例は示されていない。以下、第2節で祭祀対象の一覧を提示したのち、父方男性3世代の〈妻たち〉が祭祀対象に含められていく過程と（3節）、Sayers が見逃している〈母方親族〉も対象として加わる祭祀規定（4節）を示し、最後に母方親族への Śrāddha が発達した背景についての仮説を提示する（5節）。

## 2 祭祀対象の5類型

本節では、紀元前3世紀から後3世紀頃にかけて編纂されたスートラ文献およびその補遺文献のうち、Śrāddha に関する記述を収録している28のサンスクリット語文献を選び、主に Śrāddha についての記述を抽出してその祭祀対象ごとに分類した一覧を提示する<sup>5</sup>。使用した文献は、Śrautasūtra<sup>6</sup>、Gr̥hyasūtra、Dharmasūtra、Gr̥hyasūtra の補遺である Gr̥hya-pariśiṣṭa、Smṛti である（詳細および略号は論文末に記載）。

Śrāddha その他の儀礼で祀られる者たちは、以下のように五つに分類できる。表中の数字は各儀礼の記載箇所全体であり、分類 B～E に関し

ては祭祀対象に言及している位置を祭祀名のあとに明記した。祭祀名は本文で言及された通りに引用している。例えば、ĀśvGS 2.5.10-12: Māsi とは、同箇所では *māsi-śrāddha* ではなく *māsi* とのみ記載があるという意味である。A1 で、(ŚāṅkhGS 2.12.7: Anvaṣṭakya) のように ( ) で括られているのは、祭祀過程の記述のなかで *pitṛ* の複数形すら言及されていない場合である。なお、一つの文献で複数の箇所を参照した場合は、文献名の繰返しを避け ĀśvGS 2.5.10-12: Māsi, (2.5.13-15: Vṛddhi) のように記載したが、ĀśvGS 2.5.10-12: Māsi, (ĀśvGS 2.5.13-15: Vṛddhi) という意味である。

<p><b>A) 父 (<i>pitṛ</i>)・父方の祖父 (<i>pitāmaha</i>)・父方の曾祖父 (<i>prapitāmaha</i>)</b></p>
<p>A1: <i>pitṛ</i> の複数形が示されるのみ</p>
<p>ĀśvGS 2.5.10-12: Māsi, (2.5.13-15: Vṛddhi), (ŚāṅkhGS 2.12.7: Anvaṣṭakya), (KauṣGS 3.15.7a: Anvaṣṭakya), GobhGS 4.2.1-4.2: Anvaṣṭakya, (4.4.3-16: Anvāhārya), JaimGS 1.6 [6.9-19]: Nāndimukha, (KāṭhGS 63.1-64.3: Aṣṭakā?), MānGS 2.9.1-8: Anvaṣṭakya, 2.9.9-14: Śrāddha, BodhGS 12.1-5: Ābhyudayika, BhārGS 2.15-17 [47.7-50.8]: Ekāṣṭakā, 3.16 [85.1-11]: Nāndī-śrāddha, ĀpGS (8.21.1-9: Māsi-śrāddha), 8.21.10-22.10: Ekāṣṭakā, 8.22.11-12: Anvaṣṭakya, HirGS 2.15.1-14: Anvaṣṭakya, ĀgnGS 2.3.2 [55.18-56.14]: Nāndī-śrāddha, ĀpDhS 2.16.1-20.9: Śrāddha, GautDhS 15.1-30: Śrāddha.</p>
<p>A2: 〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉との明確な言及あり</p>
<p>MānŚS 11.9.1.1-2.15: Śrāddha, ĀśvGS 4.7.1-31: Pārvaṇa-śrāddha, KhādGS 3.5.1-38: Anvaṣṭakya, JaimGS 2.1-2 [25.6-28.14]: Śrāddha, BhārGS 2.11-14 [42.16-47.6]: Māsi-śrāddha, HirGS 2.14.1-10: Ekāṣṭakā, VaikhGS 2.1-2 [21.1-22.16]: Nāndimukha, 4.5-6 [58.14-60.17]: Piṇḍapitṛyajña, ĀgnGS 3.2.1-7 [125.1-130.18]: Aṣṭakā, BaudhDhS 2.14.1-15.12: Śrāddha (+ 遠縁の死者? <sup>7</sup>), VasDhS 11.16-44: Śrāddha, ĀśvGPŚ 2.13-17 [170.25-175.9]: Śrāddha, ManuSm 3.122-286: Śrāddha (+ 曾祖父の父・曾祖父の祖父・曾祖父の曾祖父 <sup>8</sup>), ViṣṇuSm 73.1-29: Śrāddha.</p>
<p><b>B) A + 母 (<i>mātṛ</i>)・父方の祖母 (<i>pitāmahī</i>)・父方の曾祖母 (<i>prapitāmahī</i>)</b></p>
<p>B1: <i>pitṛ</i> の複数形+妻 ( <i>stri/tatpatnī</i> ) の複数形が示されるのみ</p>
<p>ĀśvGS 2.5.1-9: Anvaṣṭakya (2.5.4, 8), ŚāṅkhGS 4.1.1-13: Māsi (4.1.11), 4.4.1-15: Ābhyudayika (4.4.3), KauṣGS 3.14.1-21: Śrāddha (3.14.7), JaimGS 2.3 [29.4-11]: Śrāddha-anvaṣṭakya (2.3 [29.9]), KāṭhGS 65.1-8: Anvaṣṭakya (65.7), PārGS 3.3.10-12: Anvaṣṭakya (3.3.11), KauśS 87.1-89.18: Piṇḍapitṛyajña (88.12-13).</p>

B2: 〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉+妻、もしくは、6人すべての言及あり
HirGS 2.10.1-13.5: Śrāddha (2.10.7), VaikhGS 4.7 [60.18-61.9]: Śrāddha (4.7 [61.3]), ĀgnGS 3.1.1-3 [120.13-124.13]: Śrāddha (3.1.1 [121.17-19]), ViṣṇuSm 67.1-46: Pañcayajña (67.23), 74.1-8: Anvaṣṭakya (74.1, 4, 6, 8).
<b>C) A+ 母方の祖父 (mātāmaha)・母方の曾祖父 (pramātāmaha)・母方の高祖父 (vṛddhapramātāmaha) →男性のみ6人</b>
PārGPŚ (Śrāddhakalpa) 1-3: Śrāddha (1 [246.9-10], 3 [248.17-249.2]), 6: Ābhyudayika-śrāddha (6 [250.6-8]), YājSm 1.217-250, 257-270: Śrāddha (1.228, 243).
<b>D) B+ 母方の祖父・母方の曾祖父・母方の高祖父→父方は男女3人ずつ、母方は男性のみ3人で計9人</b>
VaikhGS 4.3-4 [55.16-58.13]: Aṣṭakā (原則でない) (4.4 [57.13-16]) <sup>9</sup> , ĀśvGPŚ 2.19 [176.10-27]: Ābhyudayika-śrāddha (原則でない) (2.19 [176.23-24]), KP 1.1.11-5.11: Śrāddha (1.3.12, 1.5.1), ViṣṇuSm 75.1-7: Śrāddha (原則でない) (75.7).
<b>E) D+ 母方の祖母 (mātāmahī)・母方の曾祖母 (pramātāmahī)・母方の高祖母 (vṛddhapramātāmahī) →父方母方ともに男性女性3代、計12人</b>
MānŚS 11.9.3.1-34: Vṛddhi-śrāddha (原則でない) (11.9.3.5, 7-8, 26), BodhGS 2.11.1-71: Aṣṭakāhoma (2.11.34 <sup>10</sup> ), AVPŚ 44.1.1-4.15: Śrāddha (44.4.5, 9).

### 3 「妻たち」または「母たち」として祀られる女性死者

「はじめに」では、「より初期の伝統」では男性死者のみが祀られているのに対し śāṅkhGS と「続く伝統のなかで」女性への祭祀が徐々に定められていくことに言及した Sayers の見解を紹介した。彼は続けて、「[女性への祭祀を定めた] 著者たちは女性の祖先たちを妻 (tatpatni) として言及しており、より後代に一般的になる mātr つまり母という語はまだ使用されていない」[Sayers 2008: 150] と述べる。この引用文中の「より後代」が指している時代は明らかではないが、本稿で調査した文献においてすでに、女性死者は、〈妻たち〉だけでなく〈母たち (mātr の複数形もしくは母・父方の祖母・父方の曾祖母)〉として言及されている。分類 B、

D、Eを、女性死者への言及の仕方（数字はその言及箇所）で分類し直す  
と以下ようになる。〈母たち〉の項目におけるイタリック体の文献には  
*mātr*, *pitāmahī*, *prapitāmahī* という具体的な言及があり、それ以外では *mātr*  
の複数形が現れる。

妻たち <sup>11</sup>	ĀśvGS 2.5.4, 2.5.8, ŚāṅkhGS 4.1.11, KauṣGS 3.14.7, JaimGS 2.3 [29.9], KāṭhGS 65.7, VaikhGS 4.4 [57.13–16], 4.7 [61.3], PārGS 3.3.11, KauśS 88.12–13, 19, AVPŚ 44.4.5, 9, ViṣṇuSm 74.4, 6.
母たち	ŚāṅkhGS 4.4.3, MānŚS 11.9.3.5, 8, 9, 26, BodhGS 2.11.34, HirGS 2.10.7, ĀgnGS 3.1.1 [121.17–19], ĀśvGPŚ 2.19 [176.23], KP 1.3.17, 5.1, 10–11, ViṣṇuSm 67.23, 74.1.

Sayersの記述の通り、より古い文献の方が〈妻たち〉としている傾向  
は読み取れるものの、〈妻たち〉から〈母たち〉へと女性死者を指す語  
が完全に切り替わったというわけではない。ViṣṇuSmの74章は、以下の  
ように〈女性たち（すなわち妻たち）〉と〈母たち〉の両者を用いている。  
紙幅の都合上抜粋して掲載する。

ViṣṇuSm 74.1–6: *athāṣṭakāsu daivapūrvam śākamāṃsāpūpaiḥ śrāddham  
kṛtvā, anvaṣṭakāsv aṣṭakāvad vahnau hutvā, daivapūrvam eva māt্রে  
pitāmahyai prapitāmahyai ca pūrvavad brāhmaṇān bhojayitvā...//1//...  
karṣūtrayaṃ puruṣāṅgāṃ striṅgāṃ trayam ca //4// puruṣakarṣūtrayaṃ  
sānnenodakena pūrayet //5// strikarṣūtrayaṃ sānnena payasā //6//*

(1) 次に、Aṣṭakāにおいて、神々への儀礼を先にして、野菜と肉と  
穀物によってŚrāddhaを行ってから、AnvaṣṭakāにおいてAṣṭakāのよ  
うに火に献供する。そして、神々への儀礼を先にして、母、父方の  
祖母、父方の曾祖母のために、前述のようにバラモンたちを饗応し  
てから…（六つの溝を掘り、その下方に団子を献供する。）… (4) 三つ  
の溝は男性たちのために、三つ [の溝] は女性たちのために。 (5)  
男性たちの三つの溝を、食べ物<sup>12</sup>が混ぜられた水によって満たすべ

し。(6) 女性たちの三つの溝を、食べ物が混ぜられたミルクによって [満たすべし]。

さらに、たとえ〈母たち〉と言及されていても、女性死者は常に夫とともに祀られていることが指摘できる。第2節で示した分類AおよびCから明らかであるように、男性死者のみの祭祀が定められている一方で、調査した文献においては（上記 ViṣṇuSm 74.1-6や註4の ŚāṅkhGS 4.1.11がその一例。第4節で示す VaikhGS 4.4 [57.13-16]、ĀśvGPŚ 2.19 [176.23-26]、MānśS 11.9.3.22-26も参照）、女性死者への祭祀が単独で現れることはなく常に彼女らの夫への祭祀を伴う。こうした女性の祀られ方は、DhSやSmで描かれた「従属者」としての生前の女性の理想の姿と重なるものであろう<sup>12</sup>。本稿では十分に触れられないが、儀礼規定を同一あるいは同時期の文献で記述された親族・社会構造と関連させて論じる必要があることが分かる。

#### 4 母方親族への祭祀と例外規則

本節では、Sayersが指摘していない母方親族への祭祀対象の拡大を扱う。第2節で提示した分類Cは、〈妻たち〉への言及がなく、〈父・父方の祖父・父方の曾祖父、母方の祖父・母方の曾祖父・母方の高祖父〉という6人の男性が祭祀対象とされた場合である。PārGPŚの3[248.17-249.2]および6 [250.6-8]には祭祀対象が明確に分かるマントラも記載されるが、儀礼過程の説明ではPārGPŚ、YājSmともに、〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉への儀礼規定を述べた後に、以下のように「母方の祖父たちの場合も同様に」という文言を付け加える。

PārGPŚ (Śrāddhakalpa) 1 [246.7-10] : ...snātān śucin ācāmtān  
prāṇmukhān upaveśya daive yugmān ayugmān yathāśakti pitrya  
ekaikasyodaṇmukhān dvau vā daive trīn pitrya ekaikam ubhayatra vā  
mātāmahānām apy evaṃ...

…沐浴を済ませ、清浄で、口を漱いだ [バラモンたち] を、神々の座に偶数人、[できるだけ多く] 東向きに座らせるべし。父たち

の座に奇数人を、できるだけ多くそれぞれ北向きに〔座らせるべし〕。あるいは、神々の座に2人を、父たちの座に3人を。あるいは1人ずつを両方の場所に〔座らせるべし〕。母方の祖父たちの場合も同様に〔行うべし〕 …。

次に、分類DおよびEの記述を四つ紹介する。ここで注目したいのは、以下のVaikhGS, ĀśvGPŚ, ViṣṇuSm, MānŚSのように母方親族への祭祀が原則ではない場合である。「ある者たちは母方親族への祭祀を定めている」という記述は、母方親族への祭祀が通常規則となる前段階を示しているといえるだろう。

VaikhGS 4.4 [57.13-16] : ...pitṛbhyaḥ pitāmahebhyaḥ prapitāmahebhya  
jñātivargebhyaḥ pitṛpatnibhyaḥ pitāmahapatnibhyaḥ prapitāmahapatnibhya  
jñātivargapatnibhyaḥ piṇḍaṃ nirvapāmiti nirvapaty evaṃ mātuh  
pitṛādibhyaḥ piṇḍadānaṃ ke cid vadanty...

…「父たちに、父方の祖父たちに、父方の曾祖父たちに、父方の親族たちに、父の妻たちに、父方の祖父の妻たちに、父方の曾祖父の妻たちに、父方の親族の妻たちに、私は団子を捧げる」と〔言つて〕捧げる。「母の父たちなどに団子供えを同様に〔行うべし〕」とある者たちは言う。…

ĀśvGPŚは2.13-17で通常のŚrāddhaを説明し、そこでは〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉のみが祭祀対象とされる。慶事のŚrāddhaを扱う2.19では、通常のŚrāddhaと違う点が記述されるが祭祀対象の差違には言及がない。しかし、終盤で以下のように書かれる。

ĀśvGPŚ 2.19 [176.23-26] : ...eke mātṛṇāṃ pṛthak kurvanty  
atha pitṛṇāṃ tato mātāmahānām iti tritayam icchanti tasmāj jīvatpitā  
sutasaṃskāreṣu mātṛmātāmahayoḥ kuryāt tasyāṃ jīvatyāṃ pitṛmātāmahayoḥ  
kuryāt pitror jīvator mātāmahasyaiva kuryāt triṣu jīvatsu na kuryāt ...

…ある者たちは、母たちには別に行い、次に父たちに、そして母方の祖父たちという三つ組を望む。それゆえに、父が生きている息子は、[自身の] 息子の人生儀礼において母と母方の祖父の [Śrāddhaを] 行うべし。彼女 (母) が生きているときには、父と母方の祖父の [Śrāddhaを] 行うべし。両親が生きているときには、他ならぬ母方の祖父の [Śrāddhaを] 行うべし。3人が生きているときには行ってはならない。…

上記では、〈父・母・母方の祖父〉のうち生存者がいる場合の「例外規則」<sup>13</sup>がすぐ後に続いていることも注目に値しよう。一方 ViṣṇuSm 75章では、基本の祭祀対象である〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉のうち生存者がいる場合という「例外規則」の記述の直後に、異なるマントラを用いて〈母方の祖父たち〉のためにも Śrāddhaを行うことが指示される<sup>14</sup>。この母方の祖父たちへの Śrāddhaを説明する75章に先立ち、〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉を対象とした Śrāddhaの基本形を記述する73章、祭祀対象として〈母・父方の祖母・父方の曾祖母〉が加えられた Anvaṣṭakyaのような儀礼を記述する74章 (第3節参照)があることも祭祀対象の変遷を考えるにあたり示唆的である。

12人の死者への儀礼を指示しEに分類されるのは、以下の MānŚS の記述である。

MānŚS 11.9.3.5: *tisraḥ pūjyāḥ pituḥ pakṣe tisro mātāmahe tathā / ity etā mātarāḥ proktā pitṛmātrṣvasāṣṭamī //5//*

(5)父の側において3人の女性たちが供養されるべし。母方の祖父の側において3人の女性が同様に[供養されるべし]。このようにこれらの母たちは呼ばれる。父母の姉妹は [7番目と] 8番目である。

しかし、儀礼過程の説明の終盤では、以下のように母方の祖母たちへの儀礼を主張するのは一部の人たちであることが言われる。11.9.3.22で、(分類Dの9人の死者たちのための) 9人のバラモンの饗応がすでに言及されているので、「ある者たち ke cit」の主張は、母方の祖母たちへの儀礼を加えることであると考えられる。

MānŚS 11.9.3.22–26: *navāvarān bhojayed yugmān vṛddhiṣu pradakṣiṇam upacāro yavais tilārthān kurvanti //22// dadhyakṣatabadaramiśrān piṇḍān nidadhyaṭ //23// nāndimukhān pitṛṇ prīṇanti //24// nāndimukhāḥ pitara iti kuryād āvāhanādīkam / priyantām iti ca brūyuh piṇḍān svāheti nikṣipet //25// mātṛpūrvān pitṛṇ pūjya tato mātāmahāṅs tathā / mātāmahis tathā ke cid yugmāṅs ca bhojayed dvijān //26//*

(22) より若い9人 [のバラモンたち] を、[神々の座の9人と] 対にして饗応すべし。慶事の Śrāddha においては、行作は右回りに行い、彼らは [通常は] ゴマで行うことを大麦によって行う。(23) 凝乳、脱穀されていない米、ナツメを混ぜた団子たちを下に置くべし。(24) 彼らは、喜びの顔をした父たちを喜ばせる。(25) 「喜びの顔をした父たちは…」と [言って] 勧請などを行うべし。そして「[父たちは] 喜べ」と彼らは言うべし、「団子たちを、スヴァーハー」と [言って団子を] 下に放つべし。(26) 母たちを先にして父たちを供養してから、そして母方の祖父たちも同様に [供養すべし]。母方の祖母たちも同様に [供養すべしと] ある者たちは [言う]。そして偶数人のバラモンたちを饗応すべし。

## 5 母方親族への祭祀の発展と娘の息子による祭祀規定との関連

本節では、母方親族への祭祀が定められたことについて、「*putrikā*の息子 (*putrikāputra*)」が行うべき Śrāddha との関連を考えてみたい<sup>15</sup>。*putrikā* とは、生まれた男児を父に与えることを条件づけられて結婚する兄弟のいない娘のことである。本稿で調査した文献で *putrikā* の息子が行うべき Śrāddha を記載するのは、以下の BaudhDhS と ManuSm であった。いずれも相続規定の文脈における記述である。

BaudhDhS 2.3.16: *…ādīset prathame piṇḍe mātaraṃ putrikāsutaḥ / dvitiye pitaraṃ tasyās tṛtiye ca pitāmaham iti //16//*

(16) …*putrikā* の息子は、1 番目の団子に母を指定すべし。2 番目に彼女の父を、3 番目に [彼女の] 祖父を、と。

ManuSm 9.127, 140: *aputro 'nena vidhinā sutāṃ kurvīta putrikām / yad apatyam bhaved asyām tan mama syāt svadhākaram //127// mātuḥ prathamataḥ piṇḍam nirvapet putrikāsutaḥ / dvitīyam tu pitus tasyās trtīyam tu pituḥ pituḥ //140//*

(127) …息子のいない者はこの規則に従って娘を *putrikā* とすべし。「彼女に生まれた子供は私の *svadhā* (*Śrāddha*) を行う者であれ」[と宣告すべし]。(140) *putrikā* の息子は最初に母の団子を捧げるべし。2番目を彼女の父のために、3番目を [彼女の] 父の父のために [捧げるべし]。

上記の *BaudhDhS* 2.3.16 と *ManuSm* 9.140 は、*putrikā* の息子は〈母・母方の祖父・母方の曾祖父〉に対して *Śrāddha* を行うべきであると定めている。ここでは、*putrikā* の息子による実の父 (*putrikā* の夫) への *Śrāddha* の執行は指示されていない。他方で、*ManuSm* 9.132 には以下のような記述がある。

*ManuSm* 9.132: *dauhitro hy akhilaṃ riktham aputrasya pitur haret / sa eva dadyād dvau piṇḍau pitre mātāmahāya ca //132//*

(132) [*putrikā* とされた] 娘の息子は、[実の] 父が息子を残さないときは、彼の全遺産を取得すべし。他ならぬ彼が父と母方の祖父に団子を2個与えるべし。

ここでは、*putrikā* の息子の実の父に息子がいない場合、すなわち *putrikā* の息子に男兄弟がおらず、*putrikā* の息子以外に実の父の *Śrāddha* を執行できる者がいない場合は、*putrikā* の息子は、〈父〉と〈母方の祖父〉に団子を捧げるべきとされている<sup>16</sup>。

*ManuSm* はさらに、*putrikā* ではない「娘の息子 *dauhitra*」について次のように記述する。

*ManuSm* 9.136: *akṛtā vā kṛtā vāpi yaṃ vindet sadṛṣāt sutam / pautri*

*mātāmahas tena dadyāt piṇḍaṃ hared dhanam //136//*

(136) [putrikāに] 指定されようとそうでなかろうと、彼女が同等の男性から息子を得れば、その息子によって、母方の祖父は孫を持つ者となる。[娘の息子は] 団子を与えるべし。財産を取得すべし。

本節ではひとつの可能性として、*putrikā*の息子が行うべき*śrāddha*と母方親族への*śrāddha*の発達との関連性を提示した。これを立証するにはさらなる調査が求められるが、上記のManuSmの規定は、「娘の息子による*śrāddha*」すなわち母方親族への*śrāddha*が徐々に例外規則から通常規則に移行していく過渡期に位置づけることができるのではないだろうか。

## 6 おわりに

以上本稿では、*śrāddha*などの儀礼における祭祀対象を具体的に示し、その特徴と変遷を分析してきた。*śrāddha*の対象は〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉を基本形としつつ、それらに加えていくつかのGSでは〈母・父方の祖母・父方の曾祖母〉が、さらに後代のGPŚやSmでは〈母方の親族たち〉が、祭祀対象として定められていた。*śrāddha*で祀られる「祖霊」たちは、時代とともに変化してきたのであり、父方男性3世代のみではないことは明らかである。

最後に、残された課題と今後の研究の可能性を3点提示して結びとしたい。第3節から5節では、祭祀対象拡大の詳細を記載するとともにその背景を考察した。そのなかで、第4節では母方親族への祭祀を原則としては説明していなかった記述を紹介し、第5節では母方親族への祭祀の発達は*putrikā*の息子の義務と関連するのではないかという仮説を提示した。今回は断片的な指摘にとどまったため、*putrikā*のみならず親族・社会構造全体の中に儀礼規定の変遷を位置づけて考察を深めることが今後の課題の一つに挙げられる。課題の2点目と3点目は、今回扱った文献の時代の前および後の研究を進めることである。前の時代を扱って解明しなければならないことは、「はじめに」で大きな問題として言及した「始祖としての*pitarah*」と「親

族の死者としての *pitarah*」の関連・意味の変遷である。一方で、本論文で明示した死者儀礼の「新しい」対象者は現代インドで行われている *Śrāddha* においても祀られ続けている。今回扱った文献から現代インドで使用されている儀礼の手引書までの、*Śrāddha* 規定の変遷を辿ることは興味深い研究となろう<sup>17</sup>。

## 註

- 1 GS およびそれ以降の *Śrāddha* などの規定には、「*Piṇḍapitryajña* の方法によって (*piṇḍapitryajñakalpena*)」(*ĀśvGS* 2.5.3)、「他ならぬこれは *Piṇḍapitryajña* の儀礼である (*eṣa eva piṇḍapitryajñakalpaḥ*)」(*GobhGS* 3.5.33)、「*Piṇḍapitryajña* によって (*piṇḍapitryajñena*)」(*ŚāṅkhGS* 4.1.13, *KauṣGS* 3.14.9, *AVPŚ* 44.4.11)、「*Piṇḍapitryajña* の方法によって (*piṇḍapitryajñāvṛtā*)」(*ŚāṅkhGS* 3.13.7, *KauṣGS* 3.15.7, *KāṭhGS* 65.6)、「*Piṇḍapitryajña* に倣って (*piṇḍapitryajñavad*)」(*MānŚS* 11.9.1.8, 2.11, *PārGS* 3.3.10, *PārGPŚ* 2 [246.15]) といった語が散見する。
- 2 *Aṣṭakā* とは、*Mārgaśīrṣa* 月の満月のあと、黒分第8日目に一般的には3回行われる冬の儀礼である。その翌日に行われる *Anvaṣṭakya* は祖先祭祀であると考えられる [*Apte* 1954: 247] [*Sayers* 2008: 133]。*Aṣṭakā* に登場する *pitarah* が、本稿では対象外とした「人類の始祖である *pitarah*」のように見受けられる場合はリストに加えなかった。(ただし、*Aṣṭakā* の規定は文献によって様々であり、それぞれが亡くなった親族を祀る儀礼であるか否かを完璧に判断するのは現時点で論者には不可能であった。)なお、*Aṣṭakā* および *Anvaṣṭakya* と *Śrāddha* の関係については [永ノ尾 1992] に詳しい。15 の GS の記述を比較した同論文は、GS 文献内における時代的変容の一つとして、祖先に対する主要儀礼が次第に *Aṣṭakā* と *Anvaṣṭakya* から *Śrāddha* に移っていくことを証明した [ibid.: 75-76]。
- 3 *Ṛg-veda* および *Atharva-veda* における *pitarah* については、[*Macdonell* 1974 (1898): 170-171] の解説も参考になる。
- 4 *ŚāṅkhGS* 4.1.11: *piṇḍān paścimena tatpatnīnām kiñcid antardhāya //11//*  
(11) [間に]何かを置いてから、[*pitarah* に与えた団子の]後ろに、彼らの妻たちの団子を [置くべし]。
- 5 祭祀規定において、「この儀礼は〈父・祖父・曾祖父〉に対して行うものである」といった対象の明確な説明がある場合は少ない。ここでは、儀礼過程の説明において処々で言及される祭祀対象や、水や供物を捧げる場面で唱えるマントラ、例外的規則などの記述を寄せ集めて検討した。なお、*Śrāddha* などの儀礼が記述されている箇所の特定には永ノ尾信悟のデータベース「*Einoo CARD*」を参照した。GS については [永ノ尾 1992]、*DhS* については [Olivelle 2005] も参考にした。
- 6 *ŚS* は一般的に、ヴェーダ儀礼を扱い GS よりも古い伝統に属する事柄が見られるが、本稿で使用した *MānŚS* の *Śrāddha* 記載箇所は同書の最後尾に位置するもので、*W. Caland* はこの部

分をMānava-śrāddhakalpa として掲載している [Caland 1893: 228–239]。同箇所記載のŚrāddha にはGPŚ やSm の記述と同様の傾向がみられる。

- 7 BaudhDhS 2.15.12: *urastaḥ pitaras tasya vāmataś ca pitāmahāḥ / dakṣiṇataḥ prapitāmahāḥ pṛṣṭhataḥ piṇḍatarkakā iti //12//*  
 (12) 彼の前方で父たちが、左側で父方の祖父たちが、右側で父方の曾祖父たちが、背後で団子を懇願する者たちが、と。  
 上記箇所についてP. Olivelle は、*piṇḍatarkakāḥ* を the supplicants for morsels と訳し、註で「これらは、通常の献供を受けない者たちと同様の、遠縁の祖先である。彼らは、主たる供物のかけらや残り物のみを受けとる」[Olivelle 1999: 388]と説明する。*lepabhāgin* の規定(註8参照)と関連があるかもしれない。
- 8 ManuSm 3. 215–216: *trīṃsu tu tasmād dhaviḥśeṣāt piṇḍān kṛtvā samāhitaḥ / audakenaiva vidhinā nirvaped dakṣiṇāmukhaḥ //215// nyupya piṇḍāms tatas tāms tu prayato vidhipūrvakam / teṣu darbheṣu taṃ hastaṃ nimrjyāl lepabhāginām //216//*  
 (215) 前述の [神々に対する火への献供 (3.211–212) において用いられた] 供物の残りから三つの団子を作ってから、精神を統一し、南面して [前述の] 散水の仕方 (3.214) でそれを捧げるべし。(216) そして、規則に従って慎重に、それらの団子を [クシャ草の上に] 捧げてから、そのクシャ草の上で *lepabhāgin* たちのためにその手を拭うべし。  
*lepabhāgin* とは、〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉のために捧げられた三つの団子の残り糟の分け前に与る者のことであり、Monier-Williams およびApte のSanskrit-English Dictionary は上記のManuSm 3.216 に言及しながら「父方の4, 5, 6代目の祖先」であると説明する。一方でPurāṇa の時代には、*sapiṇḍa* (註15参照) における4, 5, 6番目の祖先のことであると *lepabhāgin* の定義がなされている (Brahma-purāṇa 220.82cd–84ab, Mārkaṇḍeya-purāṇa 28.1–2, Matsya-purāṇa 18.28–29, Padma-purāṇa 1.10.33–35ab, Einoo CARD を参照)。*sapiṇḍa* であれば母方も含むはずである。これについては稿を改めて検討したい。
- 9 第4節に記載したように、VaikhGS のAṣṭakā は〈父・父方の祖父・父方の曾祖父・父方の親族〉および〈父の妻・父方の祖父の妻・父方の曾祖父の妻・父方の親族の妻〉への団子供えを指示したのち、「母の父たちなどにも団子供えを同様に」という文言を加える。「同様に」の解釈によっては「母の父たちなど」の中に母方の祖父たちの妻たちも含めることもできようが、ここでは〈母の父・祖父・曾祖父〉という母方男系3世代のみと解釈し、D に分類した。
- 10 BodhGS 2.11.34 で示される、供物を捧げる際に唱えるべきとされるマントラは、分類E の12の死者たちに加えて〈師 (ācārya, guru)、友人 (sakhi)、親戚 (jñāti)、同居人 (amātya)、すべての者 (sarva)、それぞれの妻たち) にも言及する。なお、同様のマントラがBaudhDhS のTarpaṇa の規定(2.8.14–10.5)にもみつかる。
- 11 「妻たち」を指す語によって以下のようにさらに分類できる。*stri*(pl): ĀśvGS 2.5.4, 8, JaimGS 2.3[29.9], KāṭhGS 65.7, PārGS 3.3.11, KauśS 88.13, ViṣṇuSm 74.4, 6/(*tat*)*patnī*(pl): ŚāṅkhGS 4.1.11, KauśGS 3.14.7, VaikhGS 4.7[61.3], KauśS 88.12, 19/*sapatnīka*(pl): KauśS 88.13, AVPŚ 44.4.5, 9/*pitṛpatnī*, *pitāmahapatnī*, *prapitāmahapatnī*: VaikhGS 4.4[57.13–16]。
- 12 原実は、古代インドの文献にみられる女性観はその多様性ゆえ一言でまとめるのは困難であるとしながら、「概して女性一般に自立 (svātantrya) が認められなかったことは、特に

- インドの場合顕著であった」[原 2002: 3]と述べている。なお、幼少期は父に、結婚後は夫に、夫の死後には息子に従うべしといういわゆる「三従」の理念は、本稿でとり上げた文献においては次の箇所にもつかる。GautDhS 18.1-3, BaudDhS 2.3.44-46, VasDhS 5.1-5, ManuSm 5.147-148 および9.2-3, YājSm 1.85, ViṣṇuSm 25.12-13。ただここで付言しておきたいのは、本稿では対象外とした、死者1人に対するEkoddiṣṭa-śrāddha の存在である。「死者供養」の意味合いの強いEkoddiṣṭa では、女性は独立して祭祀対象になれる。
- 13 父などが生きている場合の規定は、本稿で調査した文献ではVaikhGS 4.7 [61.4-5], ManuSm 3.220-222 にもつかる。
- 14 ViṣṇuSm 75.7: *mātāmahānām apy evaṃ śrāddhaṃ kuryād vicaḥṣaṇaḥ / mantroheṇa yathānyāyaṃ śeṣāṇām mantravarjitam //7//*  
 (7)賢者は、母方の祖父たちのŚrāddha もまた同様に行うべし。必要に応じて変更したマントラによって。それ以外の者たちにとって [のŚrāddha で]は、マントラの使用は避けられる。
- 15 母方親族へのŚrāddha については、*sapīṇḍa* という父方と母方の両方を含めた親族集団の単位も示唆を与えてくれるように思われる。*sapīṇḍa* である女性を配偶者とすることを禁止する婚姻規定のなかで、GautDhS 4.1-5, VasDhS 8.1-3, YājSm 1.52-53, ViṣṇuSm 24.10 はいずれも「父方7代、母方5代」と*sapīṇḍa* の範囲を説明する。*sapīṇḍa* の範囲を具体的に示すのはBaudhDhS 1.11.9 のみで、財産相続の文脈で「父方の曾祖父、父方の祖父、父、自分自身、同腹の兄弟たち、同種姓の妻から生まれた息子、男孫、男曾孫」であるとする。*putrikā* の息子も主に相続の文脈で言及されているが（本文中に提示したBaudhDhS およびManuSmのほか、GautDhS 28.18-20, 32-34, VasDhS 17.15-17, YājSm 2.128, ViṣṇuSm 15.4-6）、嫡子から数えられる12種類の息子（*putrikā* の息子も含む）がない場合に*sapīṇḍa* が相続するという記述が、ĀpDhS 2.14.2-5, GautDhS 28.21, BaudhDhS 1.11.11-14, VasDhS 17.81-87, ManuSm 9.187-189にある。渡瀬信之は、「サピンダは字義通りには『団子を共有するもの』の意で、祖霊祭において祖霊に対して供物としてのピンダ（団子）を献供する資格を持つ親族を指す」[渡瀬 1991: 434]とする。[田邊 1960: 53][岩本 1962: 134][井狩・渡瀬 2002: 202]も同様の見解を述べている。この解釈からは、Śrāddha は父方親族と母方親族の共同によって遂行されるものであり、祀られる対象に父方と母方の両者が必然的に含まれることになる。
- 16 *putrikā* の息子が実の父と母方の祖父のためにŚrāddha を行う場合、BaudhDhS 2.3.16 およびManuSm 9.140 の規定では第一の団子を捧げられていた彼の母すなわち*putrikā* は、実の父の「妻」として祀られることが可能だろう。よってManuSm 9.132 の場合には、*putrikā* への団子供えが指示されていないと考えられる。なおK. M. Kapadia は、〈母・母方の祖父・母方の曾祖父〉が祭祀対象となる場合と、第一の団子を〈母方の祖父〉に捧げる場合の二つの規則があるとしたうえで、「Baudhāyana は両者の手続きを与えるが、Manu は後者を採用する」[Kapadia 1958: 221]と述べるが、ここまでで挙げたBaudhDhS およびManuSm の記述と照らし合わせると彼の見解は誤りであることが分かる。
- 17 現代のMithilā 地方における毎日の儀礼Mahādeva-pūjā を報告した永ノ尾は、同儀礼のなかでTarpaṇa の対象となる「先祖の霊」を詳述する。その記述から、永ノ尾が観察した現代のMahādeva-pūjā のTarpaṇa においては、父方男性3世代に加えて、〈父方の高祖父〉や〈母方の祖父・母方の曾祖父・母方の高祖父〉および〈それぞれの妻〉、さらにはより〈遠縁の親族〉ま

で祀られていることが分かる [永ノ尾 1989: 410]。これについて永ノ尾は、「ヴェーダ期において祖霊pitṛ(複数形を用いる)といえ、父、父方の祖父、父方の曾祖父の3代を指していた」[ibid.: 410]が、それが現在では異なっているとす。また、現在北インドで使用されている儀礼の手引書Antyakarma-śrāddhaprakāśa(北インドのイラーハーバード、パナールス、ガヤーでの使用を確認した)で基本形として紹介されるPārvaṇa-śrāddhaでも、父方男性3世代だけでなく、それに母方男性3世代を加えた6人、さらに父方男性3世代の妻を加えた9人、そして母方男性3世代の妻も加えた12人が、同儀礼で祀られる者たちとして列挙される [Pāṇḍeya, Miśra, Śāstri: 299]。なお、現代の「朝夕の勤行Sandhyopāsana」の原型は、ヴェーダの儀礼世界に属するŚSおよびGSではなくGPSに求められるとした永ノ尾の分析 [永ノ尾 1993]と比較すると、Śrāddhaの祭祀対象に母方親族が含まれるようになる(分類C~E)のは主にGPSとSmにおいてであり、永ノ尾の見解と類似する。他方で、あくまで父方の男性死者のみが祭祀対象となっていたヴェーダ祭式のPiṇḍapitṛyajñaから、女性たちへの祭祀への言及(分類B)が少しずつなされていく、すなわちヴェーダ伝統からの遊離がGS文献群内部でみられるという点で異なっている。

## 使用文献および略号一覧

- ĀgnGS: Āgñiveśya-gr̥hyasūtra (Ravi Varma, L. A., 1940, *Āgñiveśyagr̥hyasūtra*, Trivandrum: University of Travancore).
- ĀpDhS: Āpastamba-dharmasūtra (Olivelle, P., 2005, *Dharmasūtra Parallels: Containing the Dharmasūtras of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana, and Vasiṣṭha*, Delhi: Motilal Banarasiidass).
- ĀpGS: Āpastamba-gr̥hyasūtra (Chinnasvāmī, A., 1971, *Āpastamba Gr̥hya Sūtra with the 'Anākūlā' Commentary of Śrī Haradatta Miśra, the 'Tātparyadarśana' Commentary of Śrī Sudarśanācārya*, Varanasi: The Chowkhamba Sanskrit Series Office).
- ĀśvGPS: Āśvalāyāniya-gr̥hya-pariśiṣṭa (Gokhale, G., 1978, *Āśvalāyanagr̥hyasūtram: Nārāyaṇakṛtavṛtti-Gr̥hyapariśiṣṭa- Bhaṭṭakumārīlakārikāśahitam*, Varanasi: Ananda Ashrama).
- ĀśvGS: Āśvalāyana-gr̥hyasūtra (Gokhale, G., 1978, *ibid.*).
- AVPŚ: Atharvaveda-pariśiṣṭa (Bolling, G. M. and von Negelein, J., 1909, *The Pariśiṣṭas of the Atharvaveda*, vol. 1, Leipzig: Otto Harrassowitz).
- BaudhDhS: Baudhāyana-dharmasūtra (Olivelle, P., 2005, *ibid.*).
- BhārGS: Bhāradvāja-gr̥hyasūtra (Salomons, H. J. W., 1913, *Bhāradvājagr̥hyasūtram, the Domestic Ritual According to the School of Bhāradvāja*, Leiden: Brill).
- BodhGS: Bodhāyana-gr̥hyasūtra (Sharma, S. R., 1982, *The Bodhāyana Gr̥hyasūtra*, New Delhi: Panini).
- GautDhS: Gautama-dharmasūtra (Olivelle, P., 2005, *ibid.*).
- GobhGS: Gobhila-gr̥hyasūtra (Tarkālaṅkāra, M. C., 1908, *Gobhīliya Gr̥hya Sūtra with a Commentary by the Editor*, vol. 1, 2nd ed., Calcutta: Asiatic Society of Bengal).
- HirGS: Hiranyakeśi-gr̥hyasūtra (Kirste, J., 1889, *The Gr̥hyasūtra of Hiranyakeśin: with Extracts from the Commentary of Mātṛdatta*, Vienna: A. Hölder).
- JaimGS: Jaimini-gr̥hyasūtra (Caland, W., 1922, *The Jaiminigr̥hyasūtra, Belonging to the Sāmaveda*,

- Lahore: Punjab Sanskrit Book Depot).
- KāthGS: Kāthhaka-gr̥hyasūtra (Caland, W., 1925, *The Kāthhaka-gr̥hyasūtra with Extracts from Three Commentaries, an Appendix and Indexes*, Lahore: Dayānanda Mahāvīdyālaya).
- KauṣGS: Kauṣītaka-gr̥hyasūtra (Chintamani, T. R., 1982, *The Kauṣītaka Gr̥hyasūtras, with the Commentary of Bhavatrāta*, New Delhi: Panini).
- KauśS: Kauśika-sūtra (Bloomfield, M., 1972(1889), *The Kauśika Sūtra of Atharva Veda: with Extracts from the Commentaries of Dārila and Keśava*, Delhi: Motilal Banarsidass).
- KhādGS: Khādīra-gr̥hyasūtra (Singh, T. U. N., 1934, *Khādīra Gr̥hyasūtra with the Commentary of Rudraskanda*, Mozaffarpur: Shastra Publishing House).
- KP: Karmapradīpa (Tarkālaṅkāra, C., 1909, *Karmapradīpa, or Chandoga Parisista: with the Commentary Called Parisista-Prakasa of Mahamahopadhyaya Narayanopadhyaya*, Calcutta: Asiatic Society of Bengal).
- MānGS: Mānava-gr̥hyasūtra (Harshaji, S. R., 1982, *Mānavagr̥hyasūtra of the Maitrāyaṇīya Śākhā with the Commentary of Aṣṭāvakra*, New Delhi: Panini).
- MānŚS: Mānava-śrautasūtra (van Gelder, J. M., 1961, *The Mānava Śrautasūtra: Belonging to the Maitrāyaṇī Saṃhitā*, New Delhi: International Academy of Indian Culture).
- ManuSm: Manu-smṛti (Olivelle, P., 2005, *Manu's Code of Law: A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmśāstra*, Oxford; New York; Tokyo: Oxford University Press).
- PārGPŚ: Pāraskara-gr̥hyasūtra-pariśiṣṭa (Caland, W., 1893, *Altindischer Ahnencult: das Śrāddha nach den Verschiedenen Schulen mit Benutzung Handschriftlicher Quellen Dargestellt*, Leiden: Brill).
- PārGS: Pāraskara-gr̥hyasūtra (Bakre, M. G., 1982, *Gr̥hya Sūtra by Pāraskar with Five Commentaries of Karka Upādhyāya, Jayarāma, Harihara, Gadādhara and Viśvanātha*, 2nd ed., New Delhi: Munshiram Manoharlal).
- ŚāṅkhGS: Śāṅkhāyana-gr̥hyasūtra (Sehgal, S. R., 1987, *Śāṅkhāyana Gr̥hya Sūtram*, 2nd rev. ed., Delhi: Sri Satguru Publications).
- VaikhGS: Vaikhānasa-gr̥hyasūtra (Caland, W., 1927, *Vaikhānasasmārtasūtram: the Domestic Rules of the Vaikhānasa School Belonging to the Black Yajurveda*, Calcutta: Asiatic Society of Bengal).
- VasDhS: Vasiṣṭha-dharmasūtra (Olivelle, P., 2005, *Ibid*).
- ViṣṇuSm: Viṣṇu-smṛti (Olivelle, P., 2009, *The Law Code of Viṣṇu: a Critical Edition and Annotated Translation of the Vaiṣṇava-Dharmaśāstra*, Cambridge, Mass: Department of Sanskrit and Indian Studies, Harvard University).
- YājSm: Yājñavalkya-smṛti (Narayan Ram, Acharya, 1985, *Yājñavalkyasmṛti: with the Commentary Mitākṣarā of Vijñāneśvara, Notes, Variant [sic] Readings, etc.*, Delhi: Nag Publishers).

## 参考文献

- Apte, V. M., 1954, *Social and Religious Life in the Grihya Sutras*, reset edition, Bombay: Popular Book Depot.
- Caland, W., 1893, *Altindischer Ahnencult: das Śrāddha nach den Verschiedenen Schulen mit Benutzung Handschriftlicher Quellen Dargestellt*, Leiden: Brill.
- 永ノ尾信悟、1989、「Mahādevapūjā—Mithilā 地方の事例報告—」、『国立民族博物館研究報告』14-2、379-451頁。
- 永ノ尾信悟、1992、「グリフヤストラ文献にみられる儀礼変容」、『東洋文化研究所紀要』、118、43-86頁。
- 永ノ尾信悟、1993、「ヒンドゥー儀礼の変容—朝の勤行を例として—」、長野泰彦・井狩弥介(編)『インド=複合文化の構造』、法蔵館、261-318頁。
- 原実、2002、「古代インドの女性観(1)」、『国際仏教学大学院大学研究紀要』、5、189-230頁。
- 井狩弥介・渡瀬信之、2002、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』、東洋文庫。
- 岩本裕、1962、「古代インドの家族」、石母田正他(編)『古代史講座6 古代社会の構造(上)—古代家族と村落機構—』、學生社、121-148頁。
- Kane, P. V., 1941, 1946, 1953, *History of Dharmasāstra*, vols. 2-4, Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Kapadia, K. M., 1958, *Marriage and Family in India*, 2nd ed., London: Oxford University Press.
- Macdonell, A. A., 1974 (1898), *Vedic Mythology*, Delhi: Motilal Banarsidass.
- 中村隆海、2001、「祖霊祭śrāddha—インド・ガヤー市の事例報告—」、『論集』、28、55-79頁。
- Olivelle, P., 1999, *Dharmasūtras: The Law Codes of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana, and Vasiṣṭha*, New York: Oxford University Press.
- Olivelle, P., 2005, *Dharmasūtra Parallels: Containing the Dharmasūtras of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana, and Vasiṣṭha*, Delhi: Motilal Banarsidass.
- Pāṇḍeya, J., Miśra, L., Śāstrī, R., 2010, *Antyakarma-śrāddhaprakāśa*, Gorakhpur: Gītā Press.
- Sayers, M. R., 2008, "Feeding the Ancestors: Ancestor Worship in Ancient Hinduism and Buddhism", Dissertation, The University of Texas at Austin.
- Schömbucher, E., 2011, "Death and Afterlife" in Jacobsen, K. A. (ed.), *Brill's Encyclopedia of Hinduism*, vol. 3: *Society, Religious Specialists, Religious Traditions and Philosophy*, Leiden: Brill.
- Shastri, D. R., 1963, *Origin and Development of the Rituals of Ancestor Worship in India*, Calcutta: Bookland Private Limited.
- 田邊繁子、1960、『マヌ法典の家族法』、日本評論新社。
- 辻直四郎、1970、『リグ・ヴェーダ讃歌』、岩波文庫。
- 渡瀬信之、1991、『マヌ法典』、中公文庫。

要旨

古代インドの祖先祭祀として理解されるシュラーツダおよび同儀礼で祀られるピトリたち *pitarah* はそれぞれ「祖霊祭」「祖霊」と訳されてきたが、それらの概念が十分に考察されているとは言いがたい。本稿では、紀元前3世紀から後3世紀頃にかけて編纂されたストラ文献およびその補遺文献のうち、シュラーツダに関する記述を収録している28のサンスクリット語文献を選び、祖霊という語で曖昧にされてきたシュラーツダの対象を具体的に提示した。時代が下るにつれ、「ピトリたち」すなわち〈父・父方の祖父・父方の曾祖父〉だけでなく、彼らの〈妻たち（母・父方の祖母・父方の曾祖母）〉、〈母方の祖父たちとその妻たち（母方の祖父母・母方の曾祖父母・母方の高祖父母）〉も祭祀対象として規定されたことが明らかとなった。本稿の後半では、母方親族への祭祀の発展過程を示し、それと「指定女の息子 *putrikāputra*」の義務との関連性を仮説的に提示した。

---

## Summary

### Who are the Ancestors?: A Reflection on the Objects of Ancestral Rites and Their Transition in Ancient India

Tomoka MUSHIGA

---

*Śrāddha*, or ancestral rites in India and Hinduism, and *pitarah*, who are worshipped in *śrāddha*, are translated into Japanese as “Soreisai” and “Sorei,” respectively. However, these concepts and their meanings have not been examined enough. In this paper, I present lists enumerating concrete objects worshipped in *śrāddha* by studying selected 28 Sūtras, their supplements, and some Smṛtis, which compiled from about third century BCE to third century CE. This process clearly showed that not only *pitarah* (i.e., father, paternal grandfather, and paternal great-grandfather) were worshipped in *śrāddha*, but also were their wives and maternal ancestors, especially in the later texts. In the second half of the paper, I focus on how female and maternal ancestors are worshipped. I demonstrate that female ancestors are always worshipped with their husbands, though some regulations refer to female ancestors as wives while others refer to them as mothers. Furthermore, I have supposed that the regulations of rites for maternal ancestors were originally exceptional rules and related to the duty of *putrikāputra*, or the son of an appointed daughter (*putrikā*). A *putrikā* is a brother-less daughter who is given in marriage on condition that her son will become her father’s son.